

(陳受20第6号)

福祉の人材確保に向けた施策の充実に関する陳情

受理年月日

平成20年6月5日

陳情者

西久保2-18-6

全国福祉保育労働組合 西久保保育園分会

代表 飯田直子 ほか16名

陳情の要旨

いま、高齢者・障害者分野を中心に、福祉施設では職員が定着せず、人材確保が極めて困難になっています。中央福祉人材センターの統計によると、都内における福祉分野の有効求人倍率は2003年度には0.62倍だったのに対し、一昨年11月には4.72倍に悪化しています。介護報酬などの切り下げや措置費・運営費の見通しの厳しさが大きく影響し、新聞では「官製ワーキングプア」と見出しが打たれ、テレビ番組でも都内の「介護の人材が逃げていく」実態が報道されています。賃金水準が低く、労働条件が厳しいために、人材確保がままならないのです。

一昨年11月に東京都社会福祉協議会が民間社会福祉施設を対象に実施した現況調査でも、特別養護老人ホームの90%、知的障害者施設の59%が「職員の確保が困難」と答えるなど、危機に瀕しています。東京都福祉人材センターも「高齢分野の介護職において顕著ですが、保育士等の児童分野の人材確保も時間の問題ではないかと思える兆候がある」としています。さらに、福祉を支える人材は、メンタルシック（心の病）などの病気休業者の増加、児童福祉施設の職員自身の子育ての困難、施設によっては、自費での感染症対策を余儀なくされるなど、抱える矛盾はふくらむばかりです。

8月に14年ぶりに改定された国の福祉人材確保指針が告示されました。審議委員の論議やパブリックコメントで寄せられた声が反映され、新指針では「労働環境の改善」が大きく打ち出されました。自治体の役割としても、福祉人材の給与等の水準把握や労働時間の短縮の推進などが掲げられています。この新指針を国や自治体、福祉関係者が力を合わせて実効あるものにしていく必要があります。

福祉人材の確保に当たっては、賃金・労働条件の向上と職員配置基準の見直しが必要です。武蔵野市として施策を充実させること、また国や都に対しても施策の充実を求める意見書を提出してくださるよう陳情いたします。